

シニアマネージャー

山尾 宏



新年あけましておめでとうございます。本年も昨年以上に皆さまのお役に立てるよう頑張りますので御支援の程、宜しくお願い致します。

さて、毎年恒例の「一万人の第九」合唱に昨年末も参加する事、なんと4年連続となりました。お客様より「今年も参加するの?」「頑張ってる?」等お声掛けを頂き、嬉しいかぎりです。

今年は何と!合唱団の最前列で歌う事出来ました(オーケストラのすぐ後方)。TVカメラも近くにあり、緊張のあまり不気味な笑顔で歌ってる姿を撮られてないか心配しております。しかし、「指揮者 佐渡裕氏」が目の前で振るタクトに導かれとてもエキサイトな「第九」を熱唱する事が出来ました。自分がまさにオーケストラの楽器の一部になった感覚でした。フロイデ!!!本番の十数分間の合唱の為に4ヶ月間、主に営業中の車の中で練習してました。周りから見たらかなり怪しい人に見えたかもしれませんね。でも、一歩一歩成長してる事が実感出来て恥ずかしさも日々薄れていきました。練習する習慣の大切さを、この歳で実感出来て嬉しく思っています。

練習といえば、ここ数年ゴルフの練習にも力を入れておりますが、こちらに関しては成長している様子もなく迷宮を彷徨っております。口が見えませんか。何方か道案内をして頂けませんでしょうか。

今年も色々な事にチャレンジし、実りのある年になしたいと思っております。



シニアマネージャー 谷口 精一

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくおねがいします。私は昨年10月に行われた大阪マラソンを走ってきましたが、事前の練習(走り込み)が殆どできず「折り返し地点」過ぎから「歩いたり走ったり」の繰り返しで、一昨年の大会よりもタイムが50分も遅くなってしまいました(。；。この「折り返し地点」を通過した時に『ん??そうそう 自分の人生の「折り返し地点」もそろそろかな?』ってふと思う 52歳谷口。おいおい104歳まで生きるつもりですか??って言われそうですが。。。

今から435年前の天正10年6月21日京都本能寺で織田信長が明智光秀の謀反にあった時 最後に「人間(じんかん)50年 下天のうちをくらぶれば〜夢幻のごとくなり〜」と謡い舞ったと云われております。435年前には人生50年だったのが今では男性も80歳と。。もしかしたら私の104歳もちょっと頑張れば(?)「現実味を帯びてくる」かも?

最近「長生きリスク」と言う言葉が聞かれるようになってきました。「長生き」すること自体は喜ばしいことですが実際には「老後の生活資金」が不足して「生活が成り立たなくなってくる」とか。頼りになるはずの「国の社会保障制度(年金・介護・健康保険)」もなかなかうまくいかずこの原稿を書いている11月末にも「年金制度改革法案が衆議院で強行採決されたり」これから先ますます「改悪」されていくことでしょうか。。そんな中「長生きリスク」対策として国は、税制の優遇措置のある「401K(確定拠出型年金)」の対象範囲を広げたりしております(全額控除対象となります)。よく言われる「自助努力」は「時間を味方に付けるのが最善の方法」と言われます。ご興味ございましたらお声掛けいただければ幸いです。

また、前回こちらで告知させていただきました「相続セミナー」も好評で「私自身のトークにも磨き☆☆がかかってきましたv(。；) 2月後半以降でしたら予約可能です。お気軽にお声をおかけください。

一年間よろしくお祈りします。シニアマネージャー 谷口精一 52歳でした。

新年明けましておめでとうございます

今年もたくさんの情報を提供します!



新年明けまして

新年明けましておめでとうございます。皆様のおかげで本年も新しい年を迎える事が出来ました。今年も良い年になるよう社員一同、情報提供を心がけて頑張っていきたいと思いますので変わらぬご愛顧宜しくお願いします。

T・H 保険 通信

〇発行元〇

株式会社
T・H保険コンサルタント

大阪市中央区
南船場2-11-12-8F
TEL06(6120)2405
FAX06(6120)2412

万が一の備えを

総支払い限度額の推移を確認し、地震が頻繁に起こっているので私自身も不安が増してきました。地震保険のみ手当てすれば良いものでもありません。我が家でも、万一の備えとして2011年に発生した東北地震の余震を機にお水、お湯で温める事が出来るご飯やおかゆ、ガスボンベ等を揃えました。また、電話も繋がりにくくなると思うので、避難場所も確認し合いました。皆様も、ご自身やご家族の方々が何処にいる時に災害に遭遇するかわかりません。後々、大変な思いに遭遇する事のない様、事前に出来る準備はしておきましょう。

昨年のゴルフの目標を達成!

ゴルフを真剣に始めて3年が過ぎようとしております。昨年の目標であった、90切を達成する事が出来ました。三重県の隋縁カントリークラブで、38・47の合計85でプレイする事が出来ました。あまりの嬉しさに、会社のスタッフや友人等に電話やラインで伝えました。毎週末の土・日の練習、平日に素振りした成果がでました。私は、上手くなった!!と思っ

て挑んだ次のゴルフで109。ゴルフは難しい!! 野球以外で初めて出来た趣味なので今年はより一層練習しメンタルも鍛え、80切をご報告出来るよう頑張ります。皆様スポーツや読書等趣味を持ち楽しい時間を過ごしましょう。

ご報告



今回は、谷口が20年来おつきあいのある吉田石材店様をご紹介します。店主の鈴木全様（お墓ディレクター）より日ごろなかなか聞けない「お墓の選び方の基準」をお聞きしてきました。

お墓の購入は皆様にとって一生に一度の買い物です。無難な選択だと思いがちですが、インターネットで調べたり知人に相談したりして検討を始める方が「良いお墓選び」をしようとするお墓を建てようとしている方が多くなっています。お墓を建てようとしている方は自分の目で見て判断しようとする方が、この間だけで判断するのは注意が必要だとお墓を建てては皆様にはそれぞれ理由があ

吉田石材店



アンテナ通信

VOL. 13

りますので、店頭でその「思い」を担当者に伝えてください。例えば「ご先祖様のお墓が少し傷んできたのでご先祖様への思いから新たに建て直したいという思い」「大切な家族を亡くし、できる限りの供養をしてあげたいという思い」「子や孫には負担をかけたくないという思い」「自分のお墓は自分で選びたいという思い」

「なぜ、お墓を建てたいのか？」「何のためにお墓を建てたいのか？」という一番最初の「思い」を大切にすることがとても重要だと思えます。弊店では皆様の「思い」を形にした、「毎日お参りしたくなるお墓」を選びのお手伝いができます。TEL: 06-6784-1431

〒577-0066
東大阪市高井田本通
2丁目1-39
TEL: 06-6784-1431

編集後記

T・H保険通信を通して皆様にも、保険に興味を持って頂けたら幸いです。これからもよろしくお願いたします。

パパ富嶋の家族大好き

昨年の夏で長男、次男が受験の為、一旦野球が終わりました。次のステージで野球することになればまた、張り切って応援に行きますが週末の野球観戦がなくなったのが寂しい限りです。

次男は年長から野球をしているのですが、野球しない期間がこんなにあるのは初めての事なので、最初の頃は公園でキャッチボールをしたり、素振りも頑張っていたのですが元々もっていた怠け癖が出てきてゆっくりしております。受験生なのでゆっくりされては困るのですが・・・。

長女は学校で陸上部に在籍しています。毎日早朝練習があるので、せせせと眠たい目をこすりながら雨が降れば良いのに！って言いながら頑張っています。

長男、次男に受験の神様が舞い降りる事を祈るばかりです。笑



ホームページへはこちらのQRコードから！



T・H保険コンサルタントのホームページはご覧頂いた事はございますか？

- ・保険商品のご案内・お客様の声
- ・スタッフ紹介・ブログ・お知らせ

などなどT・H保険を知って頂ける情報が満載です是非ご覧ください！

株式会社 T・H保険コンサルタント
〒542-0081
大阪市中央区南船場 2-11-12
アオヤマビル8階
TEL: 06(6120)2405 FAX: 06(6120)2412
ホームページ <http://www.th-hoken.co.jp/>



営業担当 吉田文

新年明けましておめでとうございます。新しい年が皆様にとってすばらしい一年になりますよう心よりお祈り申し上げます。昨年は地震などの災害が日本中のあちこちから発生しました、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

厚生労働省の調査によると、日本人の「平均寿命」は男性80歳、女性87歳と、本当に長生きの時代になりました。しかし「健康寿命」は70歳代前半のこと、なるべく長く、自立して暮らしていけたらとお考えの方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのためまずは健康第一、話題の「ロコモティブシンドローム（略称・ロコモ）」について調べてみました。「ロコモティブシンドローム」とは、運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態をいいます。進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。

ロコモは筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、または複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態で、進行すると日常生活にも支障が生じてきます。いつまでも自分の足で歩き続けていくために、ロコモを予防し健康寿命を延ばしていくことが大切になります。

まずは一駅多く歩いてみたり、少しの遠回りをしてみたり、無理のない範囲で足腰を鍛えられるといいですね。



社会保険労務士 田淵先生によるお役立ち講座

この10月から法改正によりパートタイムなどの短時間労働者へも健康保険・厚生年金保険への加入が拡大することになりました。当初は501人以上以上の規模の会社に限られますが、いずれは全ての会社にも適用が予想されますのでその動向をニュースや新聞などでチェックした方が良さそうですね。

健康保険と厚生年金保険、いわゆる社会保険に加入するか否かは、「4分の3要件」と言われています。その人の勤務時間がその会社の一般的な社員の4分の3以上あるかどうかで判断されてきました。その会社の一般社員が週40時間勤務の会社であれば、おおよそ週30時間以上の勤務時間で社会保険に加入することになります。

多くの方が誤解されていますが、扶養の要件である収入130万円未満と自身が社会保険に加入する要件は全く別モノです。扶養の要件の収入130万円未満に抑えた働き方をしているも、勤務時間が要件に相当すれば社会保険に加入する必要があります。自身が社会保険に加入することになれば、当然扶養

パートタイムの社会保険加入

は外れてしまいます。そして、この10月からはその社会保険の加入要件が変わっています。

具体的な加入の要件は、以下の5点です。

- ① 週20時間以上勤務
- ② 月収8万8千円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間1年以上
- ④ 学生ではないこと
- ⑤ 従業者501人以上（現行での社会保険加入者）

501人以下の会社では、従前の「4分の3要件」が社会保険の加入要件となりますが、この10月からはより厳格化される事になります。と言うのもこの「4分の3要件」は、これまで行政指導で行われていた目安に過ぎなかったのですが、この10月からは新たな加入要件と共に法律の条文として施行されているからです。既に年金事務所等の調査などで厳しく指導されていると耳にします。パートタイムの勤務時間管理はよりシビアになった方が良くもありません。